

(別添)

## 宮崎県工事請負契約約款運用基準

### 第1 全般的事項

- 1 この約款は、宮崎県財務規則（以下「規則」という。）第105条第3項の規定に基づくものであるから、工事請負の契約は、これを基準として約定しなければならないこと。
- 2 従来どおり契約書と約款とを分離するが、契約ごとに契約書に約款を添付しなければならないこと。
- 3 この約款は、一般的な規定であるので、具体的な契約の締結に当たっては、規則に違反しない限りにおいて適宜変改を加えることは差し支えないが、その場合は、予算（工事）執行伺いに約款との相違点を明示し、変改の理由を付記すること。
- 4 契約の締結に当たっては、特に支障のない限り次のとおりとすること。
  - (1) 当初契約  
工事請負契約書（別記様式第1号）によること。
  - (2) 変更契約  
工事請負変更契約書（別記様式第1号の2）によること。
- 5 別記様式について必要に応じ、加除等を行った場合には、その旨を予算（工事）執行伺いにおいて明らかにすること。

### 第2 各条項について

- 1 第1条関係
  - (1) 第3項において、施工方法等については、原則として受注者の責任において定めることとしているので、設計図書において特別の定めをする場合は、その必要性を十分検討し、必要最小限のものとする。
  - (2) 第4項の守秘義務は、公共の施設の設計・施工情報が外部に漏れた場合の安全上、警備上等の重大性を勘案の上、入札執行前の説明において趣旨の徹底を図ること。
  - (3) 第12項において、受注者が共同企業体を結成している場合には、契約担当者と受注者との間で行うすべての行為は共同企業体の代表者を通じて行うこととなったこと。
- 2 第3条関係
  - (1) 第1項の工程表の提出は、工程表（別記様式第2号）による。ただし、共通仕様書に定める施工計画書を契約締結後14日以内に提出した場合、工程表の提出は、共通仕様書に定める施工計画書の提出をもって代えるものとする。
  - (2) 第2項の「特に契約で定めた場合」とは、仕様書で定めた場合をいう。

なお、請負代金内訳書については、承認を要せず、発注者及び受注者を拘束するものではないので、第24条の規定による請負代金額の変更、第29条の規定による天災その他の不可抗力による損害の負担、第37条の規定による部分払等を行う場合の額の確認等に当たって受注者と協議する額の算定は、工程表を参考にして設計図書の内訳により行うものとする。
- 3 第4条関係  
工事完成保証人制度を廃止したことにより、原則として、契約保証金その他の金銭的保証を求めることとしたこと。なお、具体的な取扱いについては別に定める。
- 4 第5条関係  
工事請負代金に係る債権譲渡の具体的な取扱いについては、別に定める。
- 5 第7条関係

- (1) 「その他必要な事項」とは、下請負人の住所、施工部分の内容、当該工事現場の担当責任者の名称及び県内に主たる営業所を有しない者を下請負人とした場合の理由等を含むものであること。
- (2) 下請負人の通知は、一部下請負通知書（別記様式第3号）によるものとし、下請契約書、請書又は注文書等の写しを添付させること。
- (3) 「その他必要な事項」のうち、一部下請負通知書（別記様式第3号）に掲げる事項以外に係る具体的な取扱いについては、別に定める。

#### 6 第7条の2関係

- (1) 建設資材の購入の通知は、建設資材購入通知書（別記様式第3号の2）によること。
- (2) 「契約」とは、口頭による売買契約を含むものであること。
- (3) 「その他必要な事項」とは、契約の相手方（購入先）の住所、購入資材名、購入金額及び県内に営業所を有しない者から購入した理由等を含むものであること。

#### 7 第9条関係

- (1) 請負代金額が100万円以上の契約における監督員の選任(変更)の通知は、監督員選任(変更)通知書（別記様式第4号）によること。ただし、請負代金額が100万円未満の契約においては、従来どおり、書面によらないことができるものとする。
- (2) 第2項における監督員の権限は、次のとおりである。

##### ア 約款の他の条項に定めるもの

- (ア) 受注者の工事関係者に関する措置請求（第12条第2項）
- (イ) 工事材料の検査（第13条第3項）
- (ウ) 工事材料の調合又は工事施工の立会い及び見本検査（第14条第4項）
- (エ) 支給材料等の検査（第15条第2項）及び支給材料又は貸与品の使用方法が明示されていない場合の指示（第15条第11項）
- (オ) 工事の施工部分が設計図書に適合しない場合の改造請求及び破壊検査（第17条）
- (カ) 条件変更に係る施工条件等の調査（第18条第2項）
- (キ) 臨機の措置に係る受注者に対する意見及び措置請求（第26条第1項及び第3項）

##### イ 約款に基づく契約担当者の権限とされる事項のうち、契約担当者が必要と認めて監督員に委任したもの

##### ウ 第2項各号に掲げるもの

- (ア) 設計図書に定めるところにより、契約の履行についての受注者又は現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (イ) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (ウ) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

- (3) 第3項において、「2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたとき」とは、同一の監督業務について工種ごとに監督員を任命して、権限を分担させた場合をいい、この場合には、それぞれの職務内容を監督員選任(変更)通知書に明示すること。

#### 8 第10条関係

- (1) 第1項の [ ] の部分には、工事が建設業法第26条第3項に該当する場合に「専

任の」の字句を記入するものとする。ただし、当該工事が建設業法第26条第4項の工事にも該当する場合には、監理技術者の〔 〕の部分に「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の」の字句を記入する。

(2) 工事が建設業法第26条第2項に該当する場合には、「主任技術者」に代え「監理技術者」を適用するものであること。

(3) 現場代理人、専任の主任技術者及び監理技術者は、建設業法第7条第2号又は第15条第2号に規定する、営業所ごとに置く専任の技術者でないこと。

(4) 請負代金額が100万円以上の契約における現場代理人等選任（変更）通知は、現場代理人等選任（変更）通知書（別記様式第5号）によること。ただし、請負代金額が100万円未満の契約においては、従来どおり、書面によらないことができるものとする。

(5) 第3項における「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとは、次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

イ 第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

エ 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

## 9 第11条関係

契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、施工計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。

## 10 第16条関係

(1) 第1項は契約担当者の工事用地の確保義務を規定したものであるが、「乙が工事の施工上必要とする日」とは、受注者の工事の進捗状況を勘案して現実に受注者が工事を施工するため、用地を必要とする日をいう。

(2) 第3項の「撤去」には、支給材料又は貸与品を契約担当者に返還することが含まれること。

(3) 第4項の「処分」には、支給材料又は貸与品を回収することが含まれること。

## 11 第20条関係

(1) 第1項において、「工事用地等の確保ができないため工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない場合」とは、現実に受注者が工事を施工できないと認められるときをいう。

(2) 第3項の「増加費用」とは、中止期間中、工事現場を維持し又は工事の続行に備えるため労働者、建設機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、建設機械器具等の配置転換に要する費用、工事を再開するための労働者、建設機械器具等を工事現場に搬入する費用等をいう。

(3) 工事中止及び工事再開の通知は、工事中止（再開）通知書（別記様式第6号）によること。

## 12 第23条関係

(1) 第1項の「工期の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第1項、第22条第1項及び第2項並びに第43条第2項の規定に基づくものをいう。

(2) 工期変更の協議は、工期変更協議書（別記様式第7号）によること。

(3) 第2項の「工期の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当者が工事の施工の一時中止を通知した日、第43条第2項においては、受注者が工事の施工の一部中止を通知した日をいうものであること。

#### 13 第24条関係

(1) 第1項の「請負代金額の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第2項、第22条第3項及び第43条第2項の規定に基づくものをいう。

(2) 第2項の「請負代金額の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当者が工事の施工の一時中止を通知した日、第21条第2項においては、受注者が同条第1項の請求を行った日、第22条第3項においては、契約担当者が同条第1項又は第2項の請求を行った日、第43条第2項においては、受注者が工事の施工の一部中止を通知した日をいうものであること。

(3) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第15条第7項、第17条第1項、第19条、第20条第3項、第21条第2項、第22条第3項及び第43条第2項の規定に基づくものをいう。

#### 14 第25条関係

(1) 第1項の請求は、残工事の工期が2か月以上ある場合に行うことができること。

(2) 第2項の「変動前残工事代金額」の算定の基礎となる「当該請求時の出来形部分」の確認については、第1項の請求があった日から起算して14日以内で契約担当者が受注者と協議して定める日において、監督員に確認させるものとする。この場合において、受注者の責めにより遅延していると認められる工事量は、当該請求時の出来形部分に含めるものとする。

(3) 第4項に規定する再スライドを行う場合は、(1)及び(2)を準用すること。

(4) 契約担当者は、入札執行前の説明において(1)及び(2)の事項を承知させること。

(5) 第5項の「特別な要因」とは、主要な建設資材の価格を著しく変動させるおそれのある原油価格の引上げのような特別な要因をいう。

#### 15 第29条関係

(1) 第4項の「請負代金額」とは、被害を負担する時点における請負代金額をいうものであること。

(2) 1回の損害額が当初の請負代金額の1,000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）に満たない場合は、第4項の「当該損害の額」は0円として取り扱うこと。

(3) 第4項の「当該損害の取片付けに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取片付けに直接必要とする費用とする。

(4) 契約担当者は、入札執行前の説明において(1)及び(2)の事項を承知させること。

#### 16 第31条関係

(1) 工事完成の通知は、工事完成届（別記様式第8号）によること。

- (2) 前項の通知は、工期の最終日までに発注者に到達しなければならないこと。ただし、工期の最終日が「宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）」第2条第1項に規定する県の休日である場合は、直後の開庁日までとする。
- (3) (3) 工事完成検査の結果通知は、請負代金額が100万円以上の契約においては、工事完成（既済部分）検査書（別記様式第9号）によること。ただし、請負代金額が100万円未満の契約においては、書面によらないことができるものとする。
- (4) 工事目的物の引渡の申出は、工事目的物引渡申出書（別記様式第10号）によること。

#### 17 第32条関係

- (1) 請負代金の支払請求は、工事請負代金請求書（別記様式第11号）によること。ただし、請負代金の債権譲渡を承諾した場合の支払請求は、工事請負代金請求書〔債権譲渡〕（別記様式第11号の2）により、請負代金の受領委任を承諾した場合の支払請求は、工事請負代金請求書〔代理受領〕（別記様式第11号の3）によること。
- (2) 口座振替の方法による支払の申出は、口座振替申出表示の欄に必要事項を記入すること。

#### 18 第34条関係

- (1) 前払金の支払請求は、工事請負代金前金払請求書（別記様式第12号）によるものとし、支払は、口座振替の方法に限り、口座振替申出表示の欄に必要事項を記入させること。
- (2) 中間前金払の認定の請求は、工事請負代金中間前金払認定請求書（別記様式第12号の2）によるものとし、認定した場合の結果の通知は、工事請負代金中間前金払認定調書（別記様式第12号の3）によること。
- (3) 中間前金払の支払請求は、工事請負代金中間前金払請求書（別記様式第12号の4）によるものとし、支払は、口座振替の方法に限り、口座振替申出表示の欄に必要事項を記入させること。
- (4) 前払金及び中間前払金の具体的な取扱いについては、別に定める。

#### 19 第35条関係

第2項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないこと。

#### 20 第37条関係

- (1) 第1項ただし書きの規定により、部分払は工期中3回（中間前払金を請求する場合にあっては2回）を限度として行うことができるとしているが、請負代金額に応じて次に定める回数を超えることができないものとする。なお、当該回数は、契約書の「出来形部分払の回数」の欄に記載すること。
  - ア 請負代金額 100万円以上1,000万円未満  
2回（中間前払金を請求する場合は1回）
  - イ 請負代金額 1,000万円以上  
3回（中間前払金を請求する場合は2回）
- (2) 出来型部分又は工事現場に搬入済みの工事材料（以下「既済部分」という。）の確認は、既済部分検査請求書（別記様式第13号）によること。
- (3) 既済部分の結果の通知は、工事完成（既済部分）検査書（別記様式第9号）によること。
- (4) 部分払の支払請求は、工事請負代金部分払請求書（別記様式第13号の2）によること。ただし、請負代金の代理受領を承諾した場合の支払請求は、工事請負代金部

分払請求書〔代理受領〕（別記様式第13号の3）によること。

(5) 口座振替の方法による支払の申出は、口座振替申出表示の欄に必要事項を記入すること。

(6) 中間前払金の請求は、部分払金の請求後はこれを行うことができないものとする。

#### 21 第39条関係

(1) 契約担当者は、入札執行前の説明において次に掲げる事項を承知させること。

ア 各会計年度における請負代金額の支払限度額（〇年度〇％と割合で明示すること。）

イ 各会計年度における請負代金額の支払限度額及び出来高予定額は、受注者決定後契約書を作成するまでに落札者又は随意契約の場合における契約の相手方に通知すること。

#### 22 第40条関係

第2項は、いわゆるゼロ国債、ゼロ県債を対象とした規定であること。

#### 23 第41条関係

(1) 第2項における部分払金の額の算出に当たっては、付録を参考とすること。

(2) 第3項の部分払金の回数の設定に当たっては、20中「請負代金額」を「支払限度額」と読み替えて準用する。

#### 24 第42条関係

工事請負代金の第三者による代理受領の具体的な取扱いについては、別に定める。

#### 25 第45条関係

(1) 検査期間は、遅延日数に算入しないこと。

(2) 工期内に工事が完成し、検査の結果不合格の場合には、完成した日から契約に定めた工事完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。

(3) 受注者の履行遅滞の場合における損害金の具体的な取扱いについては、別に定める。

#### 26 第46条関係

発注者の解除権の具体的な取扱いについては、別に定める。

#### 27 第49条関係

(1) 第6項の「撤去」には、支給材料又は貸与品を契約担当者に返還することが含まれること。

(2) 第7項の「処分」には、支給材料又は貸与品を回収することが含まれること。

#### 28 第53条関係

仲裁合意書は、仲裁合意書（別記様式第14号）によること。

#### 29 第54条関係

「契約の締結に要する費用」とは、契約書類の印刷代、浄書料、印紙代等の費用をいう。

債務負担行為に係る契約の部分払金額等の計算事例

[前提条件]

- ・ 請負代金額 400百万円
- ・ 支払限度額 初年度 198百万円 次年度 202百万円
- ・ 出来高予定額 初年度 220百万円 次年度 180百万円
- ・ 前払率 40%
- ・ 中間前金率 20%
- ・ 部分払の回数 初年度 2回、次年度 2回
- ・ 部分払の留保率 10%（9分金払）
- ・ 部分払時の出来高 初年度第1回請求時の出来高 150百万円  
" 第2回 " 220百万円

※ 通常、年度の最終回の部分払請求は年度末に行われるので、第2回目の請求は年度末に行われるものとする。

- 翌年度第1回請求時の出来高 280百万円
- " 第2回 " 360百万円

[計算方法]

◎ 初年度

○ 初年度の前払金額

$$\begin{aligned} &= \text{初年度の出来高予定額} \times 4 / 10 \\ &= 220 \times 4 / 10 \\ &= 88 \text{百万円} \end{aligned}$$

○ 初年度の中間前払金額

$$\begin{aligned} &= \text{初年度の出来高予定額} \times 2 / 10 \\ &= 220 \times 2 / 10 \\ &= 44 \text{百万円} \end{aligned}$$

○ 初年度第1回部分払金額

$$\begin{aligned} &= \text{請求時の出来高の請負代金相当額} \times 9 / 10 \\ &\quad - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) \\ &\quad - \{ \text{請求時の出来高の請負代金相当額} \\ &\quad \quad - (\text{前会計年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額}) \} \\ &\quad \times \{ (\text{当該会計年度前払金額} + \text{当該会計年度中間前払金額}) \\ &\quad \quad / \text{当該会計年度出来高予定額} \} \\ &= 150 \times 9 / 10 - (0 + 0) - \{ 150 - (0 + 0) \} \times \{ (88 + 44) / 220 \} \\ &= 45 \text{百万円} \end{aligned}$$

○ 初年度第2回（年度末）の部分払金額

$$\begin{aligned} &= 220 \times 9 / 10 - (0 + 45) - \{ 220 - (0 + 0) \} \times \{ (88 + 44) / 220 \} \\ &= 21 \text{百万円} \cdots \cdots \text{支払うべき部分払金額} \end{aligned}$$

ただし、支払限度額を超えると支払ができなくなるので、支払限度額の余裕額の確認が必要となる。

支払限度額の余裕額

$$\begin{aligned} &= \text{支払限度額} - \text{前払金額} - \text{中間前払金額} - \text{第1回部分払金額} \\ &= 198 - 88 - 44 - 45 \end{aligned}$$

=21百万円

第2回目に支払うべき部分払金額(21百万円)は、支払限度額に収まっているので、そのまま支払われることとなる。

なお、仮に支払限度額が190百万円であった場合には、支払限度額の余裕額は13百万円となり、第2回目の部分払については、13百万円しか支払うことができなくなるので、このようなことがないように、あらかじめ支払が可能な範囲内で年度末の出来高予定額を決める必要がある。

◎ 次年度

○ 次年度の前払金額

=次年度の出来高予定額×4/10

=180×4/10

=72百万円

○ 次年度の間前払金額

=次年度の出来高予定額×2/10

=180×2/10

=36百万円

○ 次年度第1回の部分払金額

=請求時の出来高の請負代金相当額×9/10

－ (前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額)

－ {請求時の出来高の請負代金相当額

－ (前会計年度までの出来高予定額+出来高超過額)}

× {(当該会計年度前払金額+当該会計年度中間前払金額)

／当該会計年度出来高予定額}

=280×9/10－(198+0)－{280－(220+0)}×{(72+36)/180}

=18百万円

○ 次年度第2回の部分払金額

=360×9/10－(198+18)－{360－(220+0)}×{(72+36)/180}

=24百万円

○ 工事完成時の支払金額

=請負代金額－既支払額

=400－88－44－45－21－72－36－18－24

=52百万円